

地方独立行政法人福岡市立病院機構
令和5年度第3回理事会 議事録（要旨）

- 日 時：令和5年6月28日（水）16:00～17:00
- 場 所：こども病院 講堂
- 出席者：原理事長（議長）、堀内副理事長、石橋理事、神坂理事、楠原理事、平田理事
近藤監事、柳澤監事 [欠席：瓜生理事]

□ 議 事

【議案審議】

1 議案第4号 令和4年度決算について

<概要>

令和4年度の決算について、事務局より説明を行い、原案どおり可決された。

当期純利益 （こども病院）7億円余 （市民病院）8億円余

<主な意見等>

- こども病院の材料費の増減理由に記載されている高額薬品とはどのようなものか。
- 神経系の薬品については高額になるものがあり、患者の病状によって使用するもの。

2 議案第5号 令和4年度に係る業務実績等報告書について

<概要>

令和4年度に係る業務実績等報告書について、事務局より説明を行い、原案どおり可決された。

≪自己評価について≫

5月の理事会で理事・監事から、「災害・感染症等への適切な対応」や「こども病院における医療機能の充実」に係る自己評価について「評価を5にしてもいいのではないか」との意見があったため、再検討したが、自己評価は市が作成した実施要領に「3」は年度計画を順調に実施している、「4」は年度計画を上回って実施している、「5」は年度計画を大幅に上回って実施していると定められており、過去にコロナ対応初年度は「5」としたが、次年度からは、「4」とするなどいずれも特別に何か大幅に上回ったときに自己評価を「5」としているため、今回は「4」とする。

≪取組の総括と課題≫

令和4年度は、第4期中期目標期間の2年目であったが、コロナ感染症の影響が継続する中、市立病院の役割を果たすため、引き続きコロナ対応に取り組むとともに、病院機能を可能な限り維持し、機能の強化や経営の効率化等に取り組んだ。

コロナ対応については、感染動向が変化し、比較的軽症な感染者数が著しく増加する中で、両病院ともに対策本部を継続し、院内の感染防止対策の徹底や研修の実施、人員の確保、資機材の調達等、診療体制の確保・維持に努め、患者の受入れを積極的に行った。

令和4年度の年度計画については、こども病院では、小児医療及び周産期医療の更なる充実を図り、市民病院では、コロナ対策における福岡市の中核的な役割を果たすとともに、高度専門医療、救急医療について可能な限り通常診療の維持・充実に取り組んだ。

経営収支面では、収益確保として、効率的な病棟運用、適切な施設基準の取得、レセプト請求の精度向上等に取り組み、また、費用削減として、診療材料等の選定や価格交渉の徹底などに取り組んだほか、コロナ対応に係る国等の補助金交付もあり、当期純利益は、こども病院において7億円余、市民病院において8億円余となった。

今後の課題として、コロナの感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」へ移行することを踏まえつつ、両

病院ともに、引き続き感染症への対応を適切に行うとともに、こども病院においては、求められる高度小児医療、小児救急医療及び周産期医療を提供する病院としての役割を果たしていくため、医療環境の変化を見据えながら、医療機能等について検討を進めていく必要がある。

また、市民病院においては、地域医療構想等で必要とされる、高度専門医療及び救急医療体制を提供するために必要な取組を継続するとともに、災害時や感染症等発生時等の緊急時には、福岡市等との連携の下、市立病院として求められる役割を果たす必要がある。

《医療サービス》

こども病院では、「福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関」として、急増する小児のコロナ感染患者に対する小児救急医療を積極的に提供した。また、コロナ対応以外では、循環器集中治療科の新設、アレルギー看護外来の本格稼働、次いでこどもアレルギーセンターの設置など、診療機能の強化・充実に取り組んだ。

市民病院では、引き続き、「福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関」としてコロナ専用病床を確保し、積極的な患者受入れに取り組むなど、市のコロナ対策の中核的な役割を果たすと同時に、コロナ以外でも、内視鏡画像診断支援システムの導入や、CT（コンピューター断層撮影装置）の最新機器への更新など、高度専門医療の更なる充実を図った。また、地域の総合的な脳卒中センターとして体制を整えるとともに、救急受入体制の強化を図った。

両病院ともに、引き続き、Webなどを活用したオープンカンファレンスを実施するなど、積極的な病院連携・病診連携に努めた。

《患者サービス》

こども病院では、マリワールドとの共同で「オンライン水族館」の開催、OFC（アレルギー食物負荷試験）退院後の初回外来診療及び栄養指導のオンラインでの実施、LINEによる各種外来予約の本格運用の開始など、患者サービスの向上を図った。

また、市民病院では、患者用無料Wi-Fiを全館で使用可能とする環境の整備や総合案内ロボットの本格稼働、全館のトイレ等の水回り改修工事の実施など、患者サービスの向上及び職員の負担軽減を図った。

さらに、両病院ともに、ホームページの全面リニューアルを行うとともに、出前講座や生涯学習講座を行うなど積極的に情報を発信し、患者等に開かれた病院づくりに努めた。

《医療の質の向上》

実習生の受入れや説明会等を実施し、意欲ある人材の確保に努めるとともに、専門職としての知識・技術の向上を図るため、認定看護師等資格取得支援制度の活用を促進した。

こども病院では、院内のケアプロセス形式監査の実施など、課題に対する業務改善に継続的に取り組むとともに、薬剤師によるTPN（中心静脈栄養輸液）無菌調製を一般病棟に拡大実施、臨床工学技士による人工呼吸器の管理体制の強化など、安全性の向上及び医師・看護師の負担軽減を図った。

市民病院では、コロナ対応へのマンパワー確保のため、派遣会社を活用して看護師を確保するなど、看護職員の負担軽減や職種ごとの定数管理を確実にを行うとともに、年次有給休暇の取得向上に向けた取組みや職員の休憩スペースの確保など、長く働き続けられる職場環境づくりを推進した。

両病院ともに、市民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、感染防止対策の徹底、Web等を活用した他病院との情報交換や相互評価など、地域における医療安全対策の質の向上など、医療安全対策の強化を図った。

《自律性・機動性の高い運営管理体制の充実》

市立病院機構の運営を的確に行うため、理事会を開催し、理事会の方針決定に沿った運営を行った。

また、病院長のリーダーシップのもと、病院の実態に即した機動性の高い病院経営に取り組むとともに、市立病院として適切な法人運営に取り組んだ。

《事務部門の機能強化》

資質向上を目的とした研修を実施するとともに、人事評価システムを医師以外の全職員に導入するなど事務の効率化等に努めた。

また、中堅の事務職員を外部主催の病院中堅職員育成研修に参加させるなど、事務職員の能力向上に努めた。

《働きがいのある職場環境づくり》

病児保育利用料助成制度及び産後パパ育休（出生時育児休業）の新設や全職員を対象にメンタルヘルス研修やハラスメント研修を実施した。

両病院において、医師のタスクシフトに積極的に取り組み、時間外勤務の適正化に努めた。

また、コロナ対応を行う職員に対する特殊業務手当の支給や看護職員の特殊業務手当の引き上げ、国の補助金の趣旨に則った一時金の支給を行った。

《法令遵守と公平性・透明性の確保》

管理監督者に対するコンプライアンス研修や、全職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施など、法人職員として有すべき行動規範と倫理観の確立に努めるとともに、令和5年4月施行の改正個人情報保護法に対応できるよう要綱等を作成し公表した。

《持続可能な経営基盤の確立》

執行部会議等を定期的で開催し、取り組むべき課題を明確にしたうえで、収益確保及び費用削減に取り組むとともに、経営分析や他病院との比較・分析等を通じて、効率的な病院経営に取り組んだ。

また、利益を積み立て、投資財源の確保を図り、計画的な施設整備、高額医療機器の更新など、効果的な投資を行った。

《収支改善》

こども病院では、効率的な病棟運用、国等へのコロナ関連補助金等の申請、診療報酬請求プロセスの改善活動の実施により、医業収益は94億1,600万円余で、前年度より2億7,300万円余の増となった。

市民病院では、新規開業医療機関への訪問等の実施や、各診療科医師と連携してレセプト請求の精度向上に取り組んだが、コロナの影響等により、医業収益は55億4,200万円余で、前年度より1億3,800万円余の減となった。

これらの結果、こども病院は、経常収支比率及び医業収支比率が目標を上回り、市民病院は、医業収支比率は目標を下回ったが、経常収支比率は目標を上回り、法人全体での当期純利益は16億1,400万円余となった。

《福岡市立こども病院における医療機能の充実》

厚生労働省DPC診断群分類公開データにおいて、川崎病及び先天性心疾患に係る手術症例について、7年連続で全国1位となり、また、文部科学省の科学研究費助成事業に積極的に取り組み、15件の研究に参加した。治験業務は、アクティブプロトコル32件を実施し、新たに11人の患者へ治験を開始した。

さらに、医療英語・中国語・フランス語研修の開催したほか、臓器提供の申出に対応できるよう、外部講師による講演会の開催や脳死判定及び臓器提供のシミュレーションを実施した。

《福岡市民病院における経営改善の推進》

令和3年度に示された福岡市病院事業運営審議会からの答申を受け、「I C I C（感染対策情報発信センター）」を設置し、地域の医療従事者向けに感染症対策等の情報発信を開始するなど、地域の感染症対策の質の向上に取り組んだ。

引き続き、コロナ専用受入病床（即応病床43床）を確保し、市におけるコロナ対応の中核的な役割を果たしながら、通常診療を途切れさせないため、診療科や病棟の垣根を越えた患者受入れ、紹介患者の確保のための新規開業医療機関への訪問活動等を重点的に行った。

令和4年度診療報酬改定を踏まえ、高度専門医療を維持するために、急性期を脱した患者の転院・退院調整を促

進した結果、急性期病床に係る入院料の施設基準を維持することができた。また、ポストコロナを見据え、安定的な医業収益の確保と、補助金による損失補填に依存しない収支改善に向けた取組を開始した。

中長期修繕計画に基づき、緊急性の高い2階機械室の防水工事や療養環境改善のためのトイレ等水回りの改修工事を実施するとともに、高度専門医療の提供に必要な医療機器を購入するなど、必要な投資を行った。

<主な意見等>

- 自己評価について、実施要領に基づく自己評価の考え方であれば現状の評価でいいのではないかと思う。

【報告事項】

1 新型コロナウイルス感染症従事手当の廃止について

<概要>

新型コロナウイルス感染症より生じた事態に対処するための特殊業務手当を廃止したことについて事務局より報告を行った。

(内容)

新型コロナウイルス感染症より生じた事態に対処するため、職員給与規程第48条第1項の規定に基づき、特殊業務手当を創設し支給してきたが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に見直されたことなどを踏まえ、令和5年5月末に当該手当を廃止した。

<主な意見等>

特になし